

平塚市地域活動再開円滑化交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ポストコロナの社会への対応を見据えるとともに、コロナ禍以前のような地域のつながりの再構築を図ることを目的とし、平塚市自治会連絡協議会並びに平塚市自治会連絡協議会に加入する地区連合会及び単位自治会等の各種地域活動団体（以下「地域活動団体」）が行う、新たな地域交流イベントや地域コミュニティ活動の再開に必要な、財政上の支援としての平塚市地域活動再開円滑化交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する規則（昭和54年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象からの排除)

第2条 市長は、平塚市暴力団排除条例（平成23年条例第9号）第8条に規定する必要な措置として、地域活動団体の代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるものは、交付金の交付対象としないものとする。

2 市長は、交付金の交付の決定を受けた者が前項各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付された交付金の全部若しくは一部を返還させることができる。

3 市長は、必要に応じて、交付金の交付の申請をした者又は交付の決定を受けた者が第1項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(交付対象事業)

第3条 この交付金の交付対象となる事業は、平塚市自治会連絡協議会並びに地域活動団体を実施するポストコロナにおける、新たな地域交流イベントや既存事業における新たな要素を取り入れた地域コミュニティ活動とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、交付金の交付対象としない。

(1) 法令及び条例等の関連する規定に反する事業

- (2) 全市的な施策、計画又は基準に沿って決定すべき事業
- (3) 営利を目的とする事業
- (4) 宗教活動又は政治的活動に係る事業
- (5) 特定の個人又は団体が利益を受ける事業
- (6) 単に現金又は物品の給付を行う事業
- (7) 公序良俗に反する事業
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事業

(交付対象経費)

第4条 この交付金の対象となる経費は、交付対象事業に要する経費とする。

ただし、次に掲げる経費は交付の対象としない。

- (1) 飲食費
- (2) 懇親会費
- (3) 慰労的な研修費又は成果報告のない研修費
- (4) 慶弔費
- (5) 上部・他団体への負担金・分担金
- (6) 積立金
- (7) 前号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める経費

(交付金額)

第5条 交付金の額は一団体につき10万円を限度とし、予算の範囲内で交付する。

(交付金の交付申請)

第6条 規則第5条の規定による交付金の交付申請は、平塚市地域活動再開円滑化交付金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 収支予算書の作成にあたり徴収した見積書等
- (4) 事業の状況が分かるイベント会場のレイアウト図
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 交付金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を交付対象経費とする場合にあっては、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付対象経費に占める交付金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（決定及び交付決定の通知）

第7条 市長は、前条第1項の申請があったときには、別に定める基準により審査し、規則第7条の規定に基づき平塚市地域活動再開円滑化交付金交付決定通知書（第2号様式）により通知する。

（決定の変更等）

第8条 交付決定を受けた団体は、活動の事業計画書若しくは収支予算書に記載された事項の変更又は新規事業の追加等の必要が生じた場合、平塚市地域活動再開円滑化交付金事業変更承認申請書（第3号様式）、または平塚市地域活動再開円滑化交付金事業中止承認申請書（第4号様式）と併せて、変更後の事業計画書や収支予算書等の関係書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の申請があった場合、その内容を審査し、交付対象事業の変更又は追加等の可否等を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定により交付対象事業の変更又は追加等の可否を決定したときは、平塚市地域活動再開円滑化交付金事業（変更・中止）承認通知書（第5号様式）により当該申請団体にその旨を通知する。

（社会情勢の変化等に伴う交付事業の中止）

第9条 市長は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等による社会情勢の変化等により、必要があると認めるときは、平塚市地域活動再開円滑化交

付金交付事業の中止を求める通知書（第6号様式）により、交付事業の中止を求めることとする。この場合において、市長は必要に応じて交付決定の内容を変更し、または条件を付することができる。

2 前項の規定による交付決定の内容の変更を行ったとき、または条件を付したときは、理由を付して書面により通知するものとする。

（実績報告）

第10条 規則第11条の規定による実績報告は、当該事業終了後、速やかに平塚市地域活動再開円滑化交付金実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

（1）事業報告書

（2）収支決算書

（3）事業実施に係る領収書の写し

（4）事業実績を証する成果物や実施状況が分かる写真等

（5）事業の実施状況を広報したことが分かる書類

（6）前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 第9条の規定により交付事業を中止する場合、前項の規定による事業報告書は、交付事業の準備及び交付事業の中止までの経緯を報告することとする。

3 消費税及び地方消費税を交付対象経費とする場合にあっては、交付事業者は、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

（交付金の額の確定等）

第11条 市長は、前項の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、交付事業の成果が交付金の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定するものとし、規則第12条による通知は、平塚市地域活動再開円滑化交付金確定通知書（第8号様式）により行うものとする。

（交付金の請求）

第12条 前条の規定により交付金の額の確定通知を受けた者は、市長の指示に従い交付金の支払を請求するものとする。

(決定の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付金を当該交付事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 交付金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- (3) 偽りその他不正な方法により交付金の交付を受けたとき。

(交付金の返還)

第14条 市長は、交付金の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更した場合において、当該取消し又は変更に係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができるものとする。

(決定の辞退)

第15条 交付金の交付決定をされた事業内容が履行できなくなった場合、交付決定の辞退を申し出ることができるものとする。

(関係書類の整備)

第16条 規則第16条に規定する会計帳簿その他証拠となるべき書類は、当該交付決定を受けた事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第17条 消費税及び地方消費税を交付対象経費とする場合であり、かつ、当該経費について消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が発生する場合、交付事業者は、消費税の申告により当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定後、消費税仕入控除税額報告書(第9号様式)により、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じざるものとし、交付事業者はこれに速やかに応じなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月30日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る交付金については、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。